

荒川上流大規模氾濫時の減災対策協議会規約

組織改変に伴い一部改定する。

【改定箇所新旧対比表】

改 定 前	改 定 後
<p>(附則) 第 1 1 条 本規約は、平成 2 9 年 6 月 2 日から施行する。 平成 3 0 年 7 月 6 日改正 令和元年 6 月 1 7 日改正</p> <p>別表 4 (構成員) 小国町 総務企画課長</p>	<p style="text-align: right;">【改定】</p> <p>(附則) 第 1 1 条 本規約は、平成 2 9 年 6 月 2 日から施行する。 平成 3 0 年 7 月 6 日改正 令和元年 6 月 1 7 日改正 令和 3 年 1 0 月 8 日改正</p> <p>別表 4 (構成員) 小国町 総務課長</p>